

「国際的な連携及び交流活動」評価報告書

(平成14年度着手 全学テーマ別評価)

名古屋市立大学

平成16年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が行う評価は、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その結果を、大学等にフィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てるとともに、社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の教育研究活動等について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の行う評価は、今回報告する平成14年度着手分までを試行的実施期間としており、今回は以下の3区分で評価を実施した。

- (1) 全学テーマ別評価(国際的な連携及び交流活動)
- (2) 分野別教育評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)
- (3) 分野別研究評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)

3 目的及び目標に即した評価

機構の行う評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、目的及び目標が、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に整理されていることを前提とした。

全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」について

1 評価の対象機関及び内容

本テーマでは、大学等が行っている教育研究活動等を基盤とした国際的な連携や交流活動について、全学的(全機関的)な方針の下に部局等において行われている活動を対象とした。

対象機関は、設置者から要請のあった全国立大学(97大学)及び大学共同利用機関(総合地球環境学研究所を除く14機関)並びに公立大学の一部(4大学)とした。

評価は、大学等の現在の活動状況について、過去5年間の状況の分析を通じて、次の3つの評価項目により実施した。

- (1) 実施体制
- (2) 活動の内容及び方法
- (3) 活動の実績及び効果

2 評価のプロセス

- (1) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書(根拠となる資料・データを含む。)を平成15年7月末に機構へ提出した。
- (2) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会に取りまとめ、大学評価委員会で評価結果を決定した。
- (3) 機構は、評価結果に対する対象大学等の意見の申立ての手続きを行った後、平成16年3月の大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「目的」、「国際的な連携及び交流活動に関する目標」、「対象となる活動及び目標の分類整理表」及び「特記事項」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「活動の分類ごとの評価結果」は、活動の分類ごとに、各評価項目での観点ごとの活動の状況・判断を記述している。「判断」は、目標を達成する上で、「優れている」、「相応である」、「問題がある」の3種類で示している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」、「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動の分類ごとの状況を総合的に判断して、当該評価項目全体の水準を以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・おおむね(貢献して又は挙がって)いる。
- ・相応に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ある程度(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ほとんど(貢献して又は挙がって)いない。

なお、これらの水準は、当該大学等の設定した目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目ごとに、当該大学等の活動において特徴あるとみなされる点等を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学等について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象機関の概要

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：名古屋市立大学
- 2 所在地：愛知県名古屋市
- 3 学部・研究科・附置研究所等の構成
(学部) 医・薬・経済・人文社会・芸術工・看護
(研究科) 医学・薬学・経済学・人間文化・芸術工学・看護学・システム自然科学
(附属研究所) 分子医学研究所・附属経済研究所
(関連施設) 実験動物研究教育センター・アイソトープ研究室・共同研究教育センター・先端薬学研究施設
- 4 学生総数及び教職員総数
(学生総数): 学部 3,052 人, 大学院 593 人
(教員総数): 512 人
(教員以外の職員総数): 929 人
- 5 特徴

本学は、1884年に設置された名古屋薬学校にその端を発し、1949年10月名古屋女子医科大学と名古屋薬科大学を統合して、医学部(旧制)と薬学部(新制)の2学部を有する名古屋市立大学が発足した。以来さまざまな変革を経て、6学部1センターを有する総合大学となり、現在に至る。

国際連携に関して言えば、名古屋市の姉妹都市であるシドニー市(オーストラリア)、ロスアンゼルス市(アメリカ)、南京市(中国)を始めとする海外諸都市にある大学と学術交流協定を締結しており、教員・学生の交流を展開しているところである。

また、昭和58年度から外国人留学生の受入を開始し、平成14年度現在では世界各国から132名に上る留学生を受け入れている。平成元年度からは外国人研究者の招へい制度も設けられ、本学教員の海外派遣制度と並行して、双方向の研究交流を続けている。

本学の国際交流の基本方針を審議するため、昭和60年に国際交流委員会が設置された。海外の諸大学や研究機関との交流に関することや、外国人研究者や留学生の受入に関することなどを幅広く審議する機関として機能している。

目的

大学等から提出された自己評価書から転載

1. 本学は、左記のとおり、6学部・7研究科・2研究所・4関連施設を擁する都市部に位置する公立大学であるが、地域に貢献し、世界に開かれた総合大学たることを目指す本学にとって、「国際的な連携及び交流活動」は大学の諸活動の大きな柱のひとつであり(現行ならびに目下策定中の新将来構想においてもそのように位置づけられている)、教育の改善・充実や研究活動の高度化にとっても不可欠な要素であると考える。
2. 「国際的な連携及び交流活動」の目的は、端的に言って、「学術・文化の国際的交流に伴う相互利益の増進」にある。本学における「国際的連携及び交流活動」は、交流対象、交流形態そして交流の推進主体によってさまざまなものがあるが、交流を行う人と人、大学等教育研究機関相互、あるいは自治体と自治体、国と国が互いに利益を享受するというものでなければならない。
3. 本学における「国際的な連携及び交流活動」は、「教職員の受入れ・派遣」、「学生・院生等による教育交流」、「国際会議等の開催・参加」、「国際共同研究の実施・参画」、そして「開発途上国等への国際協力」とさまざまあるが、グローバル化の進展のなかで、そのすべてにおいて、本学教員の研究面、教育面での国際的通用性を高めると同時に、教育・研究活動を基盤とした本学の知的資産の国際学会・国際社会への還元を目指すものである。
4. 学生・大学院生の受入れ・派遣を通じて、日本人学生・院生の国際経験を豊かにすると同時に、本学に留学してきた学生・院生の教育ならびに日本理解に努め、互いの国際理解を深めることも、本活動が目指すべき目的のひとつである。
5. グローバル化やインターネットによる交信が益々進展するなかで、各種の「国際的な連携及び交流活動」を通じて、研究上のネットワークを構築するなど人的交流を活性化させると同時に、緊密な情報交換によって本学の国際的な情報発信・受信機能を高めることも、本活動の重要な狙いのひとつである。
6. 本学における幅広い「国際的な連携及び交流活動」が、名古屋市と姉妹都市関係にある諸都市等の大学との大学間交流協定にもとづく学術・学生交流などを通じて、名古屋市の国際化や産業・文化の活性化に貢献することも本学の使命であると考える。

国際的な連携及び交流活動に関する目標

大学等から提出された自己評価書から転載

1. 各種の「国際的な連携及び交流活動」を通じて、国際的評価に晒されることによって、本学教員の研究活動の活性化を図るとともに、研究面における国際的通用性を高めること（目的3に対応）。
2. 教職員等の受入れ・派遣や教育・学生交流を通じて、外国での教育方法の研究および実際の体験や本学における外国人教員または受入れ研究者との討論などによって教育方法の改善等、本学の教育の質を向上させることに役立てること（同3）。
3. 国際会議等の開催・参加や国際共同研究の実施・参画を通じて（「(学長)特別研究奨励費」の交付に際しても、その重点対象分野として、「国際的広がりを持った分野の研究」や「本学の学術研究の推進に効果が期待される国際会議の開催」が奨励されている）、その成果の創出（報告ペーパーやジャーナル論文等での結実など）に貢献することで、当該学問分野の国際的発展に寄与すること（同3）。
4. 外国人教員の任用や学生・大学院生の受入れ、派遣を通じて、日本人学生・院生の異文化実地体験を豊かにすると同時に国際異文化理解を促進させること（同4）。
5. 留学生（学生・大学院生）教育・ならびに留学生に対する各種の支援を通じて、本学の教育資源の国際的な知的還元を図ることによって、人材養成に努め、外国人学生・院生の日本理解を深めさせること（同4）。
6. 各種の「国際的な連携及び交流活動」を通じて、国際的に豊かな友人関係を構築すること（同5）。
7. 各種の「国際的な連携及び交流活動」を通じて、本学の国際的な情報発信・受信機能を向上させること（同5）。
8. 途上国の開発支援（経済社会開発プロジェクトへの参加や医療技術向上や学校教育の改善等のための技術指導）に応分の協力をするなど、本学の知的資産の国際的還元を図ること（同3）。
9. 名古屋市の国際化と連携しつつ、姉妹都市関係にある都市（シドニー、ロスアンゼルス、南京）所在の大学との交流をはじめとして、大学間交流協定及び学生受入れ協定を締結している協定大学等との交流を更に活発化させること（同6）。
10. 限られた予算の範囲内ながら、1部局あたり少なくとも海外の1機関と大学間交流協定を結んで、実りある「国際的な連携及び交流活動」を実現すること（同2）。
11. 「国際的な連携及び交流」活動に関する学内外への広報活動（大学のホームページ拡充を含む）を展開するとともに、その成果の定着と累積を保証すべく、効果の検証に努めること（同1）。
12. 外国人研究者、外国人学生等の受入れを促進・容易化するための各種支援体制ならびに宿舍等施設を確保、充実すること（同1）。

対象となる活動及び目標の分類整理表

大学等から提出された自己評価書から転載

活動の分類	「活動の分類」の概要	対象となる活動	対応する目標の番号
教職員等の受入れ・派遣	学術交流協定締結校をはじめとする海外諸大学へ本学の教員を派遣し（文部科学省在外研究員を含む。）、また海外諸大学の教員を短期・長期客員研究員あるいは非常勤講師として本学に招へいして共同研究の進展や学術交流の促進に努めている。招へいされた外国人研究員用として教員公舎を3戸確保している。	(1) 外国人研究者の受入れ	1,2,6,7,9,10
		(2) 外国人教員の任用	4
		(3) 外国人研究者等に関する各種支援	7,12
		(4) 教職員の派遣	2,3,6,7,10
教育・学生交流	世界各国から国費・私費外国人留学生を受け入れるとともに、協定締結校（大学間交流協定及び学生受入れ協定）との間で学生の派遣・受入れを行い、相互交流を実施している。外国人留学生に対しては学生課厚生係にて宿舍の手配や奨学金の申請などを援助している。	(1) 海外の大学・機関等との教育交流活動	2,6,7,9,10
		(2) 外国人留学生の受入れ	4,5,6,7,11
		(3) 外国人留学生に対する各種支援	5,12
		(4) 学生の海外留学	4,6
国際会議等の開催・参加	国際会議・国際学会等へ本学教員が積極的に参加するとともに、海外の研究協力者等を招いて国際研究集会や国際シンポジウム等を開催している。	(1) 国際研究集会	1,3,6,7
		(2) 国際交流協定による国際会議・シンポジウム	1,3,6,7,9,10
		(3) 国際学術組織との交流によるセミナー・ワークショップ	1,3,6,7
国際共同研究の実施・参加	科学研究費補助金や日本学術振興会を始めとする各種資金を活用して、国際共同研究が活発に行われている。また、学術交流協定締結先大学との間では本学の教員海外派遣制度及び外国人研究員招へい制度等を利用して相互訪問し、共同研究を実施している。	(1) 国際共同研究事業	1,3,6,7
		(2) 科学研究費補助金による国際共同研究	1,3,6,7
		(3) 国際交流協定による国際共同研究	1,3,6,7,9,10
開発途上国等への国際協力	各教員がそれぞれの研究分野に応じて、国際協力事業団等が実施する技術協力事業に専門家として派遣され、現地での医療技術向上や学校教育の改善等のために技術指導などを行っている。	(1) 国・地方自治体等が行う技術協力事業への参加	7,8
		(2) 国際機関等との事業への参加及び共同実施	7,8

活動の分類ごとの評価結果

1 教職員等の受入れ・派遣

実施体制

実施体制の整備・機能 国際交流活動は、副学長を委員長とする全学的審議機関「国際交流委員会」の下に各部局には国際交流委員会が組織され、当該部局の国際交流にかかわる活動について協議し、教授会での審議を経て決定される。外国人研究者の宿舎等施設の確保・充実等の各種支援については、予算を確保し支援する体制をとっている。宿舎については、教員官舎に外国人研究者用の部屋を3室用意している。教職員等の受入れ・派遣に関する実務的職務は、各部局教務・庶務の国際交流担当者が対応している。国際交流委員会（全学）は11名の委員で実施されており、各部局の国際交流委員会は3~7名で実施されている。芸術工学研究科、看護学部、システム自然科学研究科については、国際交流委員会は組織されておらず、教授会がその役割を担っている。事務的担当者は、各部局1~3名の体制で実施されている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。活動目標の周知・公表 活動の目標・趣旨は、大学運営会議や国際交流委員会を通して各部局の教授会メンバーに周知される。また、「名市大広報」を通じて、学内では学長・事務局長をはじめ各部局、病院へ、学外に対しては、市役所、当該大学名誉教授、当該大学後援会役員、歴代事務局長、国内13大学等に公表している。活動の担当者に対する目標・趣旨の周知は、「名市大広報」やホームページを通じて、活動の受け手・学外の関係者に対する目標・趣旨の公表は「名市大広報」、ホームページ、報告書、論文等を通じて、各々行われている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 各部局の国際交流委員会が、海外派遣者や受入れ責任者からの要望等の直接の窓口となり、活動状況や問題点の把握等の調査は随時、個別的に実施している。活動の実施担当者からは、報告書の提出が義務づけられ、それらの中から全学共通の課題については全学の国際交流委員会に対応を協議している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 外国人研究者をアジア、欧米、中東、オセアニア等の幅広い地域から招いている。名古屋市の公費による教職員等の受入れについては、年度毎に対象を2部局選定して予算措置をとっている。教職員等の派遣については、名古屋市立大学教員海外派遣基準に基づき、各研究科長が所属内の希望者の中から候補者の選考を行い、学長に提出している。これに対し学長は、

国際的学問分野における役割、わが国及び当該大学における必要度並びに実績、所属の均衡その他の事項を考慮し、派遣予定者を決定している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の方法 市立大学という位置付けから名古屋市と姉妹都市関係にある3市の大学（ロスアンジェルス、シドニー、南京）との国際学術交流協定締結を端緒に活動を開始している。国際学術交流協定に基づく教職員等の受入れについては、外国人客員研究員等の招へいに関する規程ならびに同規程実施細目に基づき実施している。教職員等の派遣については、教員海外派遣基準に基づき実施している。科学研究費補助金による国際学術交流・共同研究も盛んに行われている。外国人研究者等の受入れに当たっては、滞在費、航空運賃及び鉄道賃を市費から支給し、また教員官舎を3室用意している。傷害保険に加入せず来学した研究者等に対しては、傷害保険の加入を斡旋している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 外国人研究者の受入れの平成10~14年度の実績は、21、22、30、21、49名と推移しており、その内の約50%を医学部が占めている。名古屋市の実施する「行政評価」において、当該大学の平成14年度外国人研究者の招へい及び教員海外派遣事業は「有効性」、「達成度」、「効率性」の各項目において4段階中最上位の評価である「4」とし、総合的に4段階中上から2番目の評価である「B」と自己評価している。また、名古屋市行政評価委員会の実施する「行政評価（外部評価）」においても総合的に4段階中上から2番目の評価である「B」とされている。外国人教師任用の平成10~14年度の実績は、毎年5名である。外国人非常勤講師任用の平成10~14年度の実績は、3~5名の間で増減している。平成10~14年度の教員の海外派遣は、名古屋市の公費による実績が、28~35名、文部科学省在外研究員費による実績が、1~5名、文部科学省の科学研究費補助金による実績が、32~58名、文部科学省の科学研究費補助金以外による実績が、55~91名、私費による実績が、76~103名、国際交流協定に基づく実績が、6~9名の間で増減している。また、教員の海外派遣の50%以上が医学部の教員である。外国人研究者受入れ者数の実績のうちで国際学術交流協定による人数は、1~4名の間で増減している。教員の海外派遣者数実績のうちで国際学術交流協定による人数は、6~9名の間で増減している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。活動の効果 外国人教師の任用や外国人非常勤講師の受入れにより、学生の教育ニーズに一定程度応えている。名古屋市との連携による市の国際交流、姉妹都市間の往

来等により、国際異文化理解の促進、研究活動の国際化、姉妹都市の交流締結大学との交流活発化等に一定程度貢献している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

2 教育・学生交流

実施体制

実施体制の整備・機能 外国人留学生の受入れは、学部学生は全学的な入試委員会、大学院生は全学的な大学院入学試験連絡委員会を中心とする各部局教務委員会及び各部局国際交流委員会が整備されている。交流活動は、全学的な国際交流委員会のもとに、各部局の国際交流委員会が担当している。事務部門は、学生課が担当し、外国人留学生に対する各種支援策を実施している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動目標の周知・公表 大学のホームページで国際交流、私費留学生募集の公表をしている。各部局においてもホームページや履修要綱を活用した公表活動を実施している。私費留学生募集要項を各部局が独自に作成して公表し、在外日本公館、国内の日本語学校、日本国際教育協会等へ送付している。更に、同協会の「私費外国人留学生のための大学入学案内」、「JAPANESE COLLEGES AND UNIVERSITIES」といった大学案内に原稿を提供している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

改善システムの整備・機能 教育・学生交流の実施は、各部局単位で行われている。学术交流協定及び私費留学生募集も同様である。従って、活動状況や問題点の把握は各部局で随時個別に実施されている。複数部局共通の課題は、3つの全学委員会それぞれに協議される。各部局間共通の課題についての情報は、国際交流委員会における各部局からの活動報告によって収集し、全学的調整・改善に結びつけている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 私費留学生は、看護学部を除く5学部で実施される外国人特別選抜試験を実施し、受け入れている。大学院においても同様である。3研究科が外国人研究生制度を導入して大学院進学への準備教育の機会を提供している。国費留学生は適宜複数名を受け入れている。学部学生・大学院生のための大学間相互交流は、5カ国8大学と11件の学术交流協定・学生受入れ協定を締結し、オーストラリア、アメリカ、イタリア、ドイツ、中国の大学に学生を派遣・受け入れている。学部学生と大学院生のための大学間相互交流制度は、名古屋市の姉妹都市所在の大学を相互交流提携先とし、地域と一体となって推進している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動の方法 大学間交流による学生派遣のために名古屋市と後援会から補助金が得られている。外国人留学生の受入れのための宿舍等の確保・充実については、学生課を窓口として、市が出資する(財団法人)国際留学生会館、企業が運営する留学生寮、企業が留学生のために開放する社員寮の一部への入居申請を行っている。その他民間のアパート等の紹介を行っている。留学生会館を有していないため、大半の留学生が民間アパートに入居している。留学生に対しては、日本語教育クラスの開設、日本人チューターによる学習・生活支援といった便宜を図り支援している。大学独自の施策としては、授業料減免制度(平成14年度174名86%)を充実させている。また独自の奨学金制度はないが、国費、日本国際教育協会、民間奨学財団から奨学金を需給されている留学生は、平成14年度では132名のうち61名(46%)に達している。留学生の日本理解や日本人との交流を深めるため、各種の課外行事を実施している。留学生組織「留学生会」が結成されている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 外国人留学生数は平成10~14年度において、115, 110, 116, 120, 132名と推移しており、平成14年度を例にすると総収容定員の約4%を占めている。18の国と地域から留学生を受け入れているが、中国人留学生だけで79%を占めるように東アジアからの留学生が97%である。大学間交流による学生派遣は20名、受入れ学生数は3名である。大学間交流協定においては派遣学生へ市及び当該大学後援会より補助金を交付している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の効果 私費留学生制度が活用され、学部卒業生は大学院への進学、修士課程修了者は博士課程への進学を希望するという高学歴志向がみられるようになっている。平成10~14年度において課程博士号は、医学研究科24名、薬学研究科8名、経済学研究科4名へ授与されている。教育・学生交流の各種活動に関する満足度については、大学間交流協定により派遣された学生からの報告書及び「名市大広報」へ掲載されたレポートにより把握している。新入生歓迎会や工場見学会といった留学生支援事業については、参加学生からのアンケートを集約した結果、100%の満足度を得ている。さらに、名古屋市の実施する「行政評価(市評価)」において、当該大学の大学間交流協定に基づく学生派遣事業及び私費外国人留学生の受入支援事業は「有効性」、「達成度」、「効率性」の各項目において4段階中の「3」または「4」とされ、総合的に4段階中上から2番目の評価である「B」を得て、名古屋市行政評価委員会でも認定されている。地域社会の双方向からの国際化というニーズについては、受け入れた外国人留学生で平成15年3月卒業生の進路状況は、

半数以上が日本での進学・就職となっていることや当該大学から平成 10～13 年に派遣した学生の進路状況が、国内での就職（内定者含む）6 名（いずれも民間企業）、留学 1 名、その他 2 名となっていることに示されている。以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

3 国際会議等の開催・参加

実施体制

実施体制の整備・機能 国際会議等の開催・参加における実施体制は、国際会議等毎に、関係する教員がグループを編成し、必要な作業を分担している。実施体制の構成は、関係する当該大学教員のみの場合、他大学の教員が加わる場合、事務職員が加わる場合がある。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動目標の周知・公表 活動目標の周知・公表は、大規模な会合の場合には学内外の関連研究者に電子メールをはじめとするダイレクトメールにより行っている。関連技術分野の学会誌等に案内の掲載を依頼することもある。国際的会合の開催や参加に関しては、学内の会議、「名市大広報」教育記者クラブへの広報等を通じて学内外に事前に周知・公表している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
改善システムの整備・機能 国際会議等の開催・参加の予定・結果は「名市大広報」に掲載され、各種改善のための指針となっている。平成 14 年度からはホームページに掲載され自由に閲覧可能と成っており、広く提案・意見を受け付けている。国際会合・海外派遣終了時には会計結果の詳細情報が纏められ、派遣内容等についての詳細な報告書が提出され、それらを纏める等により将来の指針を得ている。報告書等を全学レベルで検討・評価し、改善に結びつけるシステムは不十分であるが、今のところ支障は生じていない。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 年度末に次年度の国際会議等の開催・参加に関する計画が策定され、教授会等で評価の後、最終的に全学的合意を得て、実行されている。しかし、活動は各種資金によるため、部局ごとに計画を持つ場合が多い。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動の方法 国際会議等の開催や研究者派遣の資金をめぐっては、名古屋市、科学研究費補助金、各種学会や財団等多方面からの支援を得ている。例えば、国際会議等の開催を支援するために平成 10 年に創設された、「(学長)特別研究奨励費」からは、毎年国際会議に奨励金が交付されるようになっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 国際研究会の平成 10～14 年度までの開催実績は、116, 118, 143, 82, 126 件と推移している。国際交流協定による国際会議・シンポジウムの平成 10～14 年度までの開催実績は、10, 14, 8, 4, 9 件と推移している。国際学術組織との交流によるセミナー・ワークショップの平成 10～14 年度の開催実績は、5, 7, 9, 8, 6 件と推移している。教員の海外派遣も例年 150 件程度を保っている。国際会議等の開催・参加の各種活動に対しては、名古屋 4 団体（商工会議所、中経連、中産連、愛知経営者協会）との共催等により、会議パネラーとしての参加、参加者増に向けての協力、市民向け講演会開催への協力を得るなど資金、環境、時間等の投入資源に対する効率性を図っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。
活動の効果 国際会議等の開催・参加を通じて、研究者の国際的連携が増し、情報の収集も行われ、時宜を得た研究活動を展開している。国際会議の成果の知的還元に関しては、国際交流協定に関わる国際会議（薬学部）の外部参加者への公開、経済学部と中国社会科学院日本研究所の会議結果を当該大学教員が編集し「移行期の中国自動車産業」として出版、当該大学教員主催の「細胞共生学」会議の成果の編集・出版、一般への領布などが挙げられる。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

4 国際共同研究の実施・参画

実施体制

実施体制の整備・機能 国際共同研究の実施・参画の活動は、国際交流委員会（全学）において、全学的な実施体制の整備及び複数の部局に関わる問題等を議論・決定し、下部組織にあたる各部局の国際交流委員会において、全学的な方針を踏まえ、活動の実施及び推進のための実務に当たっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
活動目標の周知・公表 大学のホームページの国際交流のサイトを用いて国際共同研究の活動目標と趣旨を学内外に対し周知・公表を図っている。各部局でも同様の広報活動を実施している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。
改善システムの整備・機能 各部局の国際交流委員会が国際共同研究実施担当者からの要望等の受け付け窓口となっている。国際共同研究の数も限られているため、活動状況や問題点の把握調査等は、個別に随時実施している。複数部局に共通する課題については、全学レベルの国際交流委員会では対応を協議している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 学術交流協定締結先大学を対象とする教員派遣制度、それ以外の大学等を対象とする教員海外派遣制度により、毎年短期派遣を実施し、外国人客員研究員制度によって外国人研究員を招へいしての国際共同研究を実施している。「(学長)特別研究奨励費」の交付募集においても平成14年度から国際共同研究を重点項目の一つとしている。国際共同研究事業について、教員派遣制度(第1種)では、毎年、総予算を部局(研究科等)の教員数で按分することにより、全部局がそれぞれの規模に応じて継続的に活動できるように配慮している。外国人客員研究員制度では、年度毎に対象を2部局選定して予算措置を取っている。対象部局を毎年順次入れ替えることにより、活動分野のバランスが取れるように配慮している。国際交流協定による国際共同研究について、教員派遣制度(第5種)では、毎年、総予算を全部局に均等配分している。これにより、部局規模に関わらず、一定のレベルの活動が維持できるように配慮している。科学研究費補助金による国際共同研究については、教員の個別の取組が基本となるため、大学としての年次計画は設定していない。また、全部局が交流提携先を持つことを目標としてきたが、システム自然科学研究科のウィチタ州立大学(米国)との協定締結(平成14年度)をもって達成されている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の方法 予算措置を伴う教員派遣及び外国人客員研究員招へい制度は、国際共同研究活発化のための方法である。資金導入の支援のために、研究者データベースをホームページ上に公開している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の実績及び効果

活動の実績 予算措置を伴う海外派遣教員数は、30名程度、国際共同研究にかかわる海外派遣教員数は、毎年60名を越えている。但し、交流協定締結先への海外派遣実績のない年度もある。研究プロジェクトとして課題設定されたものの数は、平成13,14年度を除くと数件に限られている。予算措置を伴う海外派遣者数を増やす方策として、平成14年度から「(学長)特別研究奨励費」の募集に際して国際共同研究を重点項目として奨励すると共に、海外派遣のための支出が可能となるようにしている。活動実績の年次変化は妥当であり、むしろ「(学長)特別研究奨励費」における国際共同研究の重点化の措置が予想以上の効果を挙げていると判断できる。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。活動の効果 共同研究課題の設定を通して継続的な協力関係にある例として、薬学研究科において、トルコのハジェテペ大学からの派遣研究者が、共同研究を通じて、当該大学で博士の学位を取得したこと、トルコ産薬用植物の資源開発に関する研究では、ハジェテペ大学と平成

11年度より共同研究を開始し、同大学側代表者(研究担当者)を2度にわたり(平成12年度及び13年度)、客員研究員制度を利用して招へいしたこと等があげられる。以上から、国際共同研究の実施・参画に関する満足度は高いものと考えられる。当該大学における研究者の諸活動は、全て社会的貢献を目的としているが、個々の研究テーマは多岐にわたり、必ずしも短期間で成果を得ることのできる研究活動ばかりではない。そのため、海外における共同研究が社会的ニーズにどの程度応えたかについて、客観的な評価を下すためにはなお一定の時間が必要と考えられるが、これまでに行ってきた研究活動のうち、すでに社会貢献として評価されている例として、抗原虫薬の開発(ケニア)、国際寄生虫対策の効率的な推進方策に関する研究(バンコク、ナイロビ、アクラ)がある。これらの研究は、アフリカ地域の食糧危機回避に貢献するものとして、すでに国際機関から評価されている。国際寄生虫対策の効率的な推進方策に関する研究は、1998年と2000年のG7(8)サミットで決議された発展途上国の寄生虫病を含む感染症対策事業実施のために組織された研究班による、発展途上国の公衆衛生改善という全地球的な社会ニーズに応える共同研究である。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

5 開発途上国等への国際協力

実施体制

実施体制の整備・機能 教員は、国・地方自治体等による技術協力事業、国際機関等との事業に個別に参加しているが、そのための特別な体制は用意されていない。途上国での治療困難な患者の受入れ事業を行ったが、大学独自の支援措置は講じられなかった。研修生の受入れ体制は、研修生がカウンターパート研修など、途上国との協力プログラムの制度を利用したものや、相手国の政府給付による研修制度を利用して来日している。受入れにあたっては、あくまでも教職員が個人的に「受入れ打診」を受け、最終的には当該大学の「研究員」や「外国人客員研究員」など既存のスキームにある身分で受け入れられている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして問題がある。活動目標の周知・公表 国・地方自治体による技術協力事業への参加、国際機関等との事業への参加及び共同実施については、個々の派遣を「名市大広報」を通じて学内に公表している。国際協力プロジェクト個々の目標や趣旨については学内組織に徹底していない面がある。大学独自の途上国への国際協力については、組織的な周知活動は行われなかったため、改善の余地がある。地域社会の影響が大きい、わが国の感染症法上の重要疾患、新興・再興感染症、輸入感染症については危機管理という視点からも地域社会に影響が大きいと考えられる。そのためにも学内の情報共有が必要であり、学内の学術集会

でテーマとして取り上げるとともに、名古屋地区の人々に対する啓蒙活動を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 主体的に行われた開発途上国対象の独自の国際協力システムは制度化されていない。JICA(国際協力機構)等の国際協力事業への参画は、教員の個人レベル対応という形で進められている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして問題がある。

活動の内容及び方法

活動計画・内容 教職員が個々に参加している国際協力事業は、大学としての特別な年次計画はないが、ODA実施機関、NGOまたは国際機関が計画を立案しており、開発途上国等への国際教育協力では、担当した個々の教員が受入れ計画を策定している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の方法 開発途上国に対する国際協力への参加は、他の機関の運営による国際協力事業である。カウンターパートとの交渉手段としてはインターネットが使われており、継続的コンタクトを持つ取り組みが行われている。ODA 案件においては教職員が当該プロジェクトの方向性を打ち出す役割を担うプロジェクトリーダー(エジプト小児救急医療案件)、プロジェクト国内委員(エジプト小児救急医療案件、ガーナ野口記念医学研究所感染症研究対策案件、国際寄生虫対策プロジェクト)、長期/短期派遣専門家として技術移転活動に参画している。ODA以外の案件については研修生受入れ、出張研修などを行って技術面と学術面での指導にあたっている。途上国への支援事業にあっては、カリブ海諸国におけるバナナ紙製造事業、ブラジル経済計画策定、中国の西部大開発等について、当該専門領域において日本国内で上位にあると評価されている部門の教職員が依頼を受けて参画している。教職員の有する高度の専門性を背景にして、途上国から求められている技術移転や研究支援を ODA、国際機関の活動を通じて行っている。その結果、海外からも当該大学での研修を希望する者が増加しつつあり、C型肝炎研究、エイズ治療薬研究などで国際連携体制を構築している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

活動の実績及び効果

活動の実績 大学等独自の開発途上国等への国際教育協力において、平成 10~14 年度の途上国から受け入れた研修生数の実績は、1, 2, 2, 3, 5 名と推移している。また、JICA、カリブ海諸国のバナナ紙製造事業、WHO エボラ熱対策で教職員がプロジェクト遂行に中心的役割を担っている。具体的にはバナナ紙製造プロジェクトの成果は 2002 年にヨハネスバーグで開催された地球環境サミットで公開され、高い評価を得ている。当該大学が中心的に関わった JICA のエジプト小児救急医療プロジ

ェクトでは、救急医療に関する高度の技術を移転し、相手国の小児医療の向上に貢献している。エボラ出血熱流行対策は単年度事業であった。海外からの病気治療の受入れ数の実績は、平成 12 年度に 1 件で、その再受診として、平成 13 年度に 1 件である。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。活動の効果 エボラ熱感染症の脅威を封じるといふ社会的ニーズに応えるため、WHO 対策チームに当該大学から教員 1 名が参加している。日本から 2 チーム派遣された内の 1 つである。また、地域住民に対する活動としては、当該大学の市民公開講座や名古屋市生涯学習推進センターの市民大学等、一般市民対象の活動を行っている。カイロの小児病院整備プロジェクトでは、当該大学から麻酔蘇生学及び小児科学の専門家を派遣し、技術移転がなされている。プロジェクトに派遣された専門家、のべ 43 名中 13 名が当該大学教職員である。国際教育協力として、教職員が開発途上国支援を目的とした教育活動に関わっている。具体的には、研修生が来日して研修を行った事例、当該大学教職員が相手国で行われた研修会に講師として参加した事例が含まれている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

評価項目ごとの評価結果

名古屋市立大学の「国際的な連携及び交流活動」について、当該大学の目的及び目標に照らして行った活動の分類（教職員等の受入れ・派遣，教育・学生交流，国際会議等の開催・参加，国際共同研究の実施・参画，開発途上国等への国際協力）ごとの評価結果を，評価項目単位で整理し，以下のとおり，評価項目ごとの評価を行った。

1 実施体制

評価は，実施体制の整備・機能，活動目標の周知・公表，改善システムの整備・機能の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

目的及び目標の達成への貢献の状況

実施体制の整備・機能の観点では，活動の分類「教職員等の受入れ・派遣」に関して，全学的な国際交流委員会での決定に基づいて予算を管理し，本部経理課と各部署事務局が一体となって支援する体制等を「優れている」と判断した。活動の分類「開発途上国等への国際協力」に関して，全学的な体制が整備されていない点を「問題がある」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

活動目標の周知・公表の観点では，全ての分類において「相応である」と判断した。

改善システムの整備・機能の観点では，活動の分類「開発途上国等への国際協力」に関して，全学的な改善システムが制度化されていない点を「問題がある」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

特に優れた点及び改善を要する点等

開発途上国等への国際協力において，全学的な改善システムが制度化されていない点について，改善を要する。

2 活動の内容及び方法

評価は，活動計画・内容，活動の方法の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

目的及び目標の達成への貢献の状況

活動計画・内容の観点では，全ての分類において「相応である」と判断した。

活動の方法の観点では，活動の分類「開発途上国等への国際協力」に関して，途上国から求められている技術移転や研究支援を，ODA，国際機関の活動を通じて行っている点等を「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは，活動の分類ごとの評価結果から特に重要な点を，特色ある取組，特に優れた点，改善を要する点，問題点として記述することとしていたが，該当するものがなかった。

3 活動の実績及び効果

評価は，活動の実績，活動の効果の各観点に基づいて，目的及び目標で意図した実績や効果がどの程度挙げられたかについて行った。

目的及び目標で意図した実績や効果の状況

活動の実績の観点では，活動の分類「教職員等の受入れ・派遣」における平成 10～14 年度の教員の海外派遣

について、文部科学省の科学研究費による実績が 32～58 名、私費による実績が 76～103 名で増減している点等、活動の分類「国際会議等の開催・参加」に関して、名古屋 4 団体との共催等により、会議パネラーとしての参加、参加者増に向けての協力、市民向け講演会開催への協力を得るなど投入資源に対する効率性を図っている点等、活動の分類「国際共同研究の実施・参画」に関して、「特別研究奨励費」における国際共同研究の重点化の措置が予想以上の効果を挙げていると判断できる点等、活動の分類「開発途上国等への国際協力」に関して、当該大学が中心的に関わった JICA のエジプト小児救急医療プロジェクトでは、高度の技術を移転し、相手国の小児医療の向上に貢献した点等を「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

活動の効果の観点では、活動の分類「国際会議等の開催・参加」における国際会議の成果の知的還元について、国際交流協定に関わる国際会議（薬学部）の外部参加者への公開等、活動の分類「国際共同研究の実施・参画」に関して、ケニアにおける抗原虫薬の開発や、ナイロビ等における国際寄生虫対策の効率的な推進方策に関する研究は、アフリカ地域の食料危機回避に貢献している点等、活動の分類「開発途上国等への国際協力」に関して、カイロの小児病院整備プロジェクトでは、当該大学から麻酔蘇生学及び小児科学の専門家を派遣し、技術移転がなされた点等を「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

これらの評価結果から、半数以上が「優れている」と判断され、特に大きな問題点等は見出されなかったため、総合的に判断し、以下の水準とした。

実績や効果の程度（水準）

目的及び目標の達成で意図した活動の実績や効果がおおむね挙がっている。

特に優れた点及び改善を要する点等

国際会議の開催にあたり、名古屋 4 団体との連携により、地域との協力を効率的に進めている点は特に優れている。

開発途上国への国際協力において、バナナ紙製造事業に対する独自の貢献、エボラ熱対策での技術移転、エジプト小児医療プロジェクトに中心的役割を担っている点は特に優れている。

意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該対象機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、意見がある場合に意見の申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該対象機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 実施体制</p> <p>【評価結果】 目的及び目標の達成への貢献の状況 <u>……活動の分類「開発途上国等への国際協力」に関して、全学的な体制が整備されていない点を「問題がある」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。</u></p> <p>【意見】 上記下線部の記述を削除されたい。</p> <p>【理由】 本学の「国際的な連携及び交流活動に関する目標」として、開発途上国に関しては「8.途上国の開発支援（経済社会開発プロジェクトへの参加や医療技術向上や学校教育の改善等のための技術指導）に応分の協力をするなど、本学の知的資産の国際的還元を図ること。」を掲げているが、その実施体制については他の活動の分類と同じ体制によって対応することとし、この分類に固有の体制を整備することとはしていない。</p> <p>こうした体制の中で実施した「3 活動の実績及び効果」の評価項目において、「実績や効果の程度（水準）」として、「目的及び目標の達成で意図した活動の実績や効果がおおむね挙がっている。」と評価されているところであり、格別の支障は生じていない。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 当該大学において自己評価されているとおり、観点「実施体制の整備・機能」では、活動を実施するために必要な組織が整備され、学内他組織間との連携が図られているか、実施組織は人的規模、バランスに配慮されているか、実施組織間の役割、意思決定プロセス、責任は明確にされ、円滑な運営が行われているかについて評価している。申立てのあった開発途上国等への国際協力における実施体制が他の活動の分類と同じ体制によって対応することについては、大学から提出された自己評価書及びヒアリングにおいて説明がなく、今回新たに示されたものであり、ヒアリングでの意見、自己評価書及び根拠資料に基づき、当該大学の取組や活動の状況の評価した結果、全学的な体制が整備されていないことから、「観点ごとの判断の目安」に基づき、「問題がある」とした。</p> <p>なお、機構の評価では、目標に即して複数の評価項目（「実施体制」、「活動の内容及び方法」、「活動の実績及び効果」）を設け、その評価項目ごとに水準を導き出しているものである。</p>
<p>【評価項目】 実施体制</p> <p>【評価結果】 特に優れた点及び改善を要する点等 <u>開発途上国等への国際協力において、全学的な改善システムが制度化されていない点について、改善を要する。</u></p> <p>【意見】 上記下線部の記述を削除されたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 当該大学において自己評価されているとおり、観点「改善システムの整備・機能」では、活動状況や問題点を把握するために、調査、ヒアリングなどの改善のための情報収集が適切に実施されているか、活動状況や問題点の収集した情報を有効に改善に結びつける</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【理由】 開発途上国への支援については、途上国の要請に基づき JICA（国際協力機構）等の国際協力機関を経由し、これらの機関がコーディネーターとなり、当該支援分野に精通する研究者個人に対し協力依頼されるケースが大部分である。</p> <p>個々の案件に係る問題点については、コーディネーターであるこれらの機関との調整を通じて改善を図ることとなり、現状において格別の支障は生じておらず、評価項目「3 活動の実績及び効果」において、「実績や効果の程度（水準）」として、「目的及び目標の達成で意図した活動の実績や効果がおおむね挙がっている。」と評価されているところである。</p>	<p>システムが整備されているかについて評価している。「特に優れた点及び改善を要する点等」では、「活動の分類ごとの評価結果」の中から、目的及び目標に照らし、評価項目全体として特に重要な点を取り上げることとしており、申立てのあった個々の案件に係る問題点について、コーディネーターである JICA（国際協力機構）等の国際協力機関との調整を通じて改善を図ることは確認できるが、大学として問題点を把握するために改善のための情報収集が適切に実施されているか及び収集した問題点を改善に結びつけるシステムが整備されているかについては確認できなかったため、全学的な改善システムが制度化されていないと判断し、評価項目全体として特に重要な点と判断したことから、改善を要する点として取り上げたものである。</p> <p>なお、機構の評価では、目標に即して複数の評価項目（「実施体制」、「活動の内容及び方法」、「活動の実績及び効果」）を設け、その評価項目ごとに水準を導き出しているものである。</p>
<p>【評価項目】 活動の内容及び方法</p> <p>【評価結果】 特に優れた点及び改善を要する点等 <u>開発途上国等への国際協力において、大学としての特別な年次計画がない点について、改善を要する。</u></p> <p>【意見】 上記下線部の記述を削除されたい。</p> <p>【理由】 開発途上国への支援については、途上国の要請に基づき JICA（国際協力機構）等の国際協力機関を経由し、これらの機関がコーディネーターとなり、個別案件ごとに当該支援分野に精通する研究者個人に対し協力依頼されるケースが大部分であり、複数分野に亘り年次計画を策定することは困難な実状である。</p> <p>こうした協力依頼に対しては、その都度、本学における教育・研究活動に著しい支障を及ぼさない範囲で積極的に対応することとしており、こうして実施した「3 活動の実績及び効果」の評価項目において「実績や効果の程度（水準）」として、「目的及び目標の達成で意図した活動の実績や効果がおおむね挙がっている。」と評価されているところである。</p>	<p>【対応】 左記の評価結果の下線部の記述を削除し、以下の記述とした。</p> <p>『ここでは、活動の分類ごとの評価結果から特に重要な点を、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしていたが、該当するものがなかった。』</p> <p>【理由】 「特に優れた点及び改善を要する点等」では、「活動の分類ごとの評価結果」の中から、目的及び目標に照らし、評価項目全体として特に重要な点を取り上げることとしており、申立てのあった開発途上国等への国際協力における大学としての特別な年次計画がない点について、ヒアリングの意見、自己評価書及び根拠資料を再確認の結果、評価項目全体として特に重要な点には該当しないと判断し、削除した。</p> <p>なお、機構の評価では、目標に即して複数の評価項目（「実施体制」、「活動の内容及び方法」、「活動の実績及び効果」）を設け、その評価項目ごとに水準を導き出しているものである。</p>

特記事項

大学等から提出された自己評価書から転載

本学における「国際的連携及び交流活動」は、教員等の派遣・受入れ、学生・院生の教育交流、国際会議等の開催・参加、国際共同研究の実施・参画、そして開発途上国等への国際協力という5つの分野において、公立大学というこの面で財源的に恵まれているとは言えない条件のもとで、相応の活動実績と成果を挙げていると自己評価する。

もとより、実施体制、活動の内容及び方法、さらには活動の実績及び効果について、改善の余地がまだまだ存在していることは論をまたない。実施体制に関しては、実務的・事務部門の強化と事後の全学的評価・改善システムの再構築が急務である。活動の内容については、実施体制の充実とも関連して職員の海外派遣の推進、そして方法に関連して国際交流用予算の確保・拡大の方策を講じることが緊要であると考え。さらに活動の実績及び効果に関しては、本学の特色である姉妹都市に所在する大学との大学間交流（学生・院生派遣・受入れを含む）協定にもとづく長期的・継続的交流の実を挙げるべく、交換学生受入れ・派遣の数量的拡大とこれに伴う名古屋市の国際化への貢献が望まれる。

いずれにせよ、新将来構想の大きな柱のひとつとなる「国際的連携及び交流活動」を活発化させ、本学教員の研究活動の活性化と国際的貢献、国際的な情報発信・受信機能の向上、そして知的資産の国際的還元を図ることは、大学院部局化を果たした本学の崇高な使命と考える。この意味からも不断の自己点検、自己評価が必要であり、今回の作業は有用であったし、この機会を大いに活用し改善に努める所存である。